

ネットとうほく 2022 (検) 第 5 号-3  
2023 年 (令和 5 年) 3 月 27 日

〒151-0053

東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号  
東日本旅客鉄道株式会社 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

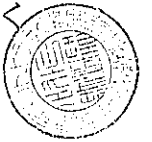
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>



## 終了通知書

消費者市民ネットとうほく（以下「当団体」といいます）は、貴社に対し、貴社のホームページに、『「JR 東日本旅行券」は、2020 年 4 月 30 日をもって廃止となりました。廃止に伴い「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」の規定に基づき、払戻しを行っておりましたが、2021 年 11 月 30 日をもって払戻しの手続きを終了させていただきました。長い間のご愛顧に心から感謝申し上げます。』と記載されておりますが、この記載に加え、払戻し手続の終了以降も、JR 東日本旅行券保有者よりお申し出があった場合には、個別に払戻しの対応を行う旨記載することを要請いたしました。これに対し貴社より、上記の現行の記載に加え、「2021 年 12 月 1 日以降の払戻しに関するお問い合わせは以下 URL よりお願いいたします。」と記載し、合わせてお問い合わせ先フォーマットに遷移するリンクを掲載し、JR 東日本旅行券保有者がホームページ上から払戻しに関する問い合わせができるよう措置を講じることといたしましたとの回答をいただきました。

この度、貴社に確認したところ、上記のようなホームページの改訂を実施したとのことであり、貴社のホームページ上からも確認ができましたので、本件は終了といたします。引き続き、消費者保護法令に則った業務を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上